3

多賀城市山王千刈田遺跡の木簡について

国立歴史民俗博物館

平川　南

一、釈文

・右大臣□餞
・□□馬□収文
・餞馬大□臣□
収文

長さ(五五mm)×幅三六mm×厚さ八mm

二、形状

この木簡は題箋軸とよばれるものに属する。短冊形の一枚の板から削りだして題箋部と軸部を作る。この木簡は軸部が根元から欠損している。題箋部は片面は右下部と左側面、もう片面は右上部と右側面がそれぞれ抉り取られたように木簡面がほとんど失われている。材の保存状況もそれほどよいとはいいがたい。

三、内容

題箋両面の内容は全く同文と判断できる。正倉院文書中の題箋の例にも、表裏同文のものは数多くみいだせる。上記したように木簡面の傷みが甚だしいが、幸い表裏同文であることが確認できたので両面を相補って完全な釈文を付すことが可能となった。

「右大臣」は太政官の長官で左大臣につぐ重職である。「餞」は文字どおり餞別のことで、「餞」を『新撰字鏡』（わが国現存最古の字書、八九二年選述、九〇〇年増補）によれば、「馬乃鼻牟介（うまのはなむけ）」と訓んでいる。したがって、「餞馬」は餞別のための馬のことである。「収文」は通常、諸国の貢納物に対する中央の役所の受取状のこととして用いている。

全体の内容については、次の三通りの解釈が成り立ち得るであろう。

① 陸奥守に任命された者が陸奥国下向に先立って右大臣に挨拶を行い、そこで右大臣から餞別の馬を送られた。

〈参考〉『日本紀略』天元三年（九八〇）七月二十五日条

太政大臣二於職曹司一餞二出羽守源致遠赴任一有二和歌一

② 当時、陸奥国の按察使は大納言までは兼任しているが、右大臣に昇進すると、按察使の職を辞するのが常であった。そこで陸奥国守は、東北地方の最高行政官〝按察使〟が右大臣に昇進するにあたって餞別として陸奥国の最高の贈り物・馬を進上したと考えられる。もちろん、按察使は在京しているが、陸奥国を任地とする建前から

一種の儀礼として右大臣への貢馬を〝餞（うまのはなむけ）〟と表現したのであろう。陸奥国守から餞別の馬が都の右大臣家に送られその収文（受取状）が陸奥国司宛に送付されたと考えられ、その一連の文書（送る際に付せられる陸奥国司解文の案文等）に題箋を付して保管していたのであろう。

③　②の場合の陸奥国において、右大臣への餞馬を国内から調達した際の受取状を保管していたものではないか。

これら三点のうち、いずれのケースが最も可能性が高いかは、以下若干の考察を加えてみよう。

収文の用例

(a)　『三代実録』元慶五年四月二八日条

先レ是。去年四月八日。大膳史生矢田部氏永。奸私作二諸司収文一。偸二取淡路国塩代米五十斛余一。自レ此奸二作備前讃岐等米収文一之事発露。出納諸司坐二此事一。下レ獄者衆。（下略）

(b)　『延喜主計式』

凡畿内諸国所レ進調銭。勘二定調帳一之日。具録二銭数一。移二送穀倉院一令レ納。其収文待二従レ官下一勘会。

(c)　『延喜主計式』

凡鋳銭司所レ進年料銭。随二所進数一。且附二綱丁一収二収文一。至二十年終一令レ進二惣帳一。勘会已訖乃与二返抄一。

(d)　『延喜主計式』

凡諸国貢調並雑物綱丁等。若失二諸司収文一有レ申レ官者。官先令二所司勘一之。即加二外題一。経レ省下レ寮。更写二前収文一。具注二其由一。允属共署。捺二寮印一与之。

まず四例すべて「収文」が諸国からの貢進物に対して中央の諸司が発する受取状の意として用いられている。たとえば、(a)は大膳史生矢田部氏永が、諸司の収文を奸作し淡路国米五十斛余を偸取したことが発覚し、追求の結果さらに備前讃岐等の収文をも奸作していたことも明らかとなり、出納諸司官がこれに坐して下獄する事件である。その点は次の例も同様であろう。

『類聚三代格』承和十年三月十五日太政官符

調庸並雑交易等物納畢之日、郡司綱領受二取諸司諸家返抄収文一付二授雑掌一、雑掌為レ請二返抄一与二寮官一共勘二会抄帳一、若寸絹摂米有二未進一者、不レ与二返抄一。

この史料からは、調庸並びに雑交易等を納めた日に郡司が諸司諸家より受け取ったのは返抄・収文であり、収文は主計寮において返抄請求のために抄帳と勘会されることが知られる。そして未進があった場合は返抄は与えられないのである。結局、収文の性格は、すでに俣野好治氏が指摘しているように現納分についての仮領収証とでもいうべきもので、未進数勘出の役割をもっていたといえる

（「律令中央財政機構の特質について―保管官司と出納官司を中心

に―」「史林」六十三巻六号　一九八〇年十一月）。

以上の収文の用例からは、①の場合のような右大臣家から陸奥守への餞馬の収文とは理解しがたいであろう。右大臣家から下向する新任の陸奥守に餞馬する場合、陸奥守が収文を発することは、収文の例がいずれも中央の諸司が発するものであった点からしても考えにくく、さらに陸奥国府において、題箋を付けた収文を保管していた状態も説明しにくいのではないだろうか。

「右大臣殿餞馬」の用例

『権記』長保二年（一〇〇〇）九月十三日条

奏文並宣旨等注二目録一。退出詣二左府（左大臣）一。下二宣旨一。帰宅。

出羽守義理朝臣所レ送書状並貢馬解文等。彼息男為義持来。左大殿（左大臣殿）

貢馬六疋解文在レ別。（下略）

出羽守が都の左大臣殿に貢馬した史料であるが、この「左大（臣）殿貢馬六疋解文」という表記を参照すれば、「右大臣殿餞馬」は①の右大臣殿からの餞馬の意ではなく、②③の右大臣殿に対する餞馬と解することができるであろう。ただし、③は陸奥国内からの馬の調達であるから、収文は国司の側にのこされるのは案文であるが、この題箋には〇〇案とはない。

以上の検討からは、②のケースが最も可能性が高いであろう。②の場合はいくつかの付帯条件を考慮しなければならないが、この場合は先に述べたようにあくまでも按察使は在京しているが、陸奥国を任地とする建前から、右大臣昇進とともに按察使を辞することは陸奥国を離れる行為とみて、〝うまのはなむけ〟という名目のもとに貢馬したと理解するのである。この陸奥国司から右大臣への餞馬はおそらく陸奥国の貢馬の一形態として慣例化し、その貢進に対して右大臣家から収文が陸奥国司に与えられたと想定することができるであろう。

なお、参考までに大納言兼按察使として、右大臣に昇進した人物を一応九世紀末から十世紀前半までの間で『公卿補任』でみてみると、つぎのとおりである。

昌泰四年九〇一（右大臣任、以下同じ）	従三位源光
延長二年九二四	正三位藤原定方
承平三年九三三	正三位藤原仲平
天慶七年九四四	正三位藤原実頼
天暦元年九四七	従二位藤原師輔
康保四年九六七	正二位藤原師尹

本遺跡は遺構・遺物などの考古学的検討からも国司の館と想定する有力な根拠となるし、さらに国守の館であるという可能性も提示できるきわめて重要な資料であるといえよう。また、本遺跡の年代は十世紀前半とされている。この時期は、律令体制の衰退とともに地方政治が大きく変質を遂げるのである。地方政治の中心となる国府においても、しだいに国司の館の役割がその重要性を増してくる時期でもある。（鬼頭清明「国司の館について」『国立歴史民俗博物館研究報告』第十集　一九八六年）。